

## ＜第6回＞ 道内学生の製品化・事業化アイデア実現支援事業 プレゼンテーション参加規約

本規約は、札幌商工会議所・北海道経済連合会・公益財団法人北海道科学技術総合振興センター・一般社団法人北海道ニュービジネス協議会の主催4団体(以下、「主催者」という)が実施する標記事業におけるプレゼンテーション(以下、「本イベント」という)で発表される学生グループ(以下、「発表者」という)、プレゼンテーションを聴講する企業・金融機関等(以下、「参加者」という)に遵守頂く事項を定めたものです。参加にあたっては本規約を承諾の上、参加申し込みをお願いします。

### 1. 目的

本イベントは、発表者が考案した製品化アイデア・事業化アイデアを発表し、参加者が実現性や社会的需要が高いと見込まれるアイデアの実現を支援するものです。

### 2. 参加における注意事項

- (1) プレゼンテーションの発表者・参加者は、主催者の指示に従い、本イベントの円滑な運営に協力するものとします。
- (2) 主催者は、発表者・参加者が主催者の指示に従わない場合、また他の参加者に迷惑を及ぼす行為をするなど、本イベントの運営に支障が生じると判断した場合、当該発表者、参加者に対し、本イベントへの参加を差し止めることができるものとします。なお、これにより発表者・参加者に損害や不利益等が生じても、主催者は何らの責任を負わないものとします。

### 3. 成果物

本イベントにおいて発表者により発表された技術やアイデア等に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利その他の権利を含みます)、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権(それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利も含むもの)とします。以下、合わせて「知的財産権等」という)その他一切の権利は、発表者(関係者を含む)自身に帰属します。

### 4. 情報開示の注意

発表者は、プレゼンテーションにおける成果物やアイデア等の取扱いを十分に理解したうえで、公開されないことを望む著作物、発明、考案、アイデア等、及び秘匿しておきたい秘密情報を本イベントにおいて開示しないようご注意ください。また、プレゼンテーションが公開による場合、メディアの取材の可能性、各団体の会報誌への掲載等により情報の一部が公開される可能性があります。

### 5. 秘密保持・権利侵害の禁止

- (1) 発表者及び参加者は、本イベントにおける活動に関し、法令及び公序良俗に違反せず、また、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならないものとし、発表されたアイデアの取扱いに注意し、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。
- (2) 本イベントにおいて発表者と参加者が面談を行う場合、発表者は参加者から得た一切の情報について本イベント外での使用、または第三者に開示、漏洩してはならないものとします。なお、面談の実施にあたり参加者または発表者が必要とする場合は、事前に発表者、参加者双方署名により秘密保持に関する契約を締結するものとします。

## 6. 個人情報の取扱い

発表者・参加者は、本イベントへの応募及び参加にあたって、主催者に提供した発表者・参加者の個人情報が、以下の目的のために使用されることに同意するものとします。なお、主催者の個人情報保護方針は以下の通りです。

個人情報保護方針

【個人情報の利用目的】

- ・本イベントの受付、本イベントの運営開催、本イベント内容の情報発信及びこれらに関連する事項のため
- ・主催者からの他のイベントに関する案内情報の提供や各種アンケート送付のため

## 7. 免責

主催者は、法律に別段の定めがある場合を除き、発表者・参加者が本イベントに参加した結果、他の発表者・参加者に生じた損害や不利益等について一切の責任を負わないものとします。ただし、主催者にその損害の発生について故意または重大な過失が存在する場合はこの限りではありません。

## 8. 反社会的勢力の排除

- (1) 発表者・参加者は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者に該当、所属しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (2) 発表者・参加者は、自らまたは第三者を利用して本イベントに関し、次の行為を行わないことを確約するものとします。
  - ・主催者や他の発表者・参加者に対して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ・暴力的な要求行為、または法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ・偽計を用い、または威力を用いて主催者等の業務を妨害する行為
  - ・その他、上記に準ずる反社会的な行為
- (3) 発表者・参加者が前2項の確約に反することが判明したときには、主催者は何らの催告をせず、当該発表者・参加者の参加を取り消すことができるものとします。

## 9. 損害賠償

発表者・参加者が本規約に違反して主催者・発表者・他の参加者等に損害を与え、尚且つ、損害の賠償を請求された場合、当該発表者・参加者はこれを賠償するものとします。

## 10. 準拠法及び合意管轄

本規約の解釈及び運用は、日本国の法律に準拠するものとします。また、本イベントに関する訴訟については札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上